

議案第51号

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

幕別町国民健康保険税条例（昭和28年条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第24項の次に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免の特例）

- 25 第29条第3項の規定にかかわらず、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により第29条第2項に該当となる者に対して課する国民健康保険税（令和元年度分及び令和2年度分の国民健康保険税（令和元年度分にあつては、当該国民健康保険税のうち令和2年1月以前分に相当する額を除く。）であつて令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）について、同条第3項に規定する期限までに同項の申請書の提出をすることができなかつたやむを得ない事情があると町長が認める場合は、同項の規定は適用しない。この場合において、同条第2項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、令和3年3月31日までに同条第3項の申請書を提出しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。